

権利擁護センターばあとなあ千葉 受任会費に関する規程

規程第 32 号

<制定>令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターばあとなあ千葉」運営規程（規程第 21 号、以下「運営規程」という。）第 14 条に定められている受任会費につき、その納付および管理に関する具体的な事柄を定める事を目的とする。

(対象受任案件)

第 2 条 受任会費の納付の対象となる受任案件は以下の各号とする。

- (1) 法定後見（成年後見人、保佐人、補助人として活動中である）案件
- (2) 任意後見（監督人の選任を受けて、任意後見人として活動中である）案件

(受任案件数の報告)

第 3 条 各登録員の受任案件数は、各登録員の申告による。この申告は、毎年 2 月に義務づけられている定期報告の成年後見（監督）活動報告書（様式 3）の「2. 現在の活動状況」における「成年後見人等（個別報告 1）」の「(1)後見」「(2)保佐」「(3)補助」および「任意後見人等（個別報告 3）」の「3. 監督人の選任を受けて、任意後見人として活動中」の合計件数とする。

(受任会費)

第 4 条 受任会費は、次の計算式による

$$\text{登録員 1 人の受任会費 (年)} = 2,000 \text{ 円} \times \text{第 3 条に定める「受任案件数」}$$

- 2 1 項の計算式による受任会費額が 30,000 円を超える場合には、運営規程第 14 条第 2 項により、これを 30,000 円する。
- 3 受任会費は、運営委員会が指定する方法で、指定期日までに納付しなければならない。
- 4 2 月のばあとなあ千葉の定期報告後に登録員が名簿登録を抹消する場合においても、当該報告の受任案件に関する受任会費は納付しなければならない。
- 5 一旦納付した受任会費は、ばあとなあ千葉の責に帰する原因のある場合を除き、返還しないものとする。

(受任案件の除外)

第 5 条 第 2 条、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、以下の各号の何れかに該当する案件は受任案件数から除外することができる。

- (1) 家庭裁判所が決定する報酬額が年額 150,000 円に満たない
 - (2) 受任後の期間が浅く、報酬付与審判が決定されていない
 - (3) 任意後見案件で、報酬額が年額 150,000 円に満たない。
- 2 前項の除外は登録員からの申請によるものとし、除外の適用を受けようとする者は、ばあとなあ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」という）が別に定める受任会費に関する免除申請書に必要事項を記入のうえ以下の必要書類を添付して、毎年 2 月の定期報告時に提出しなければならない。

【必要書類】

- ① 報酬付与審判が決定している場合、過去 1 年間に家庭裁判所が発行した報酬付与審判書の謄本の写（本人の住所・氏名をマスキングしたもの）

- ② 任意後見案件の場合、任意後見契約書の写（本人の住所・氏名をマスキングしたもの）

3 受任案件除外の適用可否は、報酬助成審査会で審査し、運営委員会で決定する。

（残金の管理と報告）

第6条 受任せ会費の使途は運営規程第14条第3項に定める通り、報酬助成およびそれに付随する事務費用に充てることができる。従って、納付された受任せ会費から報酬助成金等を支出した残金は、受任せ会費繰越金として別途に管理する。

- 2 年間の報酬助成の総額が納付された受任せ会費の総額を超える場合、不足分を受任せ会費繰越金から支出することができる。但し、受任せ会費の総額と受任せ会費繰越金の合計金額（事務費用を除く）を超える報酬助成をすることはできない。
- 3 受任せ会費の收支について、理事会に報告するとともに、ぱあとなあ千葉全体会およびぱあとなあ千葉ニュース等で登録員に報告しなければならない。

（改廃）

第7条 この規程を改廃するときには、理事会の承認を経なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、制定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。